

ご存知ですか？自転車のルール

平成27年6月1日から自転車運転者講習制度が導入されました！

改正道路交通法の施行に伴い、平成27年6月1日から、自転車運転中に危険なルール違反を繰り返すと「自転車運転者講習」を受講することが義務付けられます。自転車は道路交通法では車両とみなされます。車の一種であるという意識を持ち、ルールを守って安全な運転をしましょう。

「自転車運転者講習」とは

信号無視や酒酔い運転など下記14項目の「危険行為」で、3年以内に2回以上摘発された運転者が受講を義務付けられる講習です。受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金が科されます。

自転車運転者講習の対象となる「危険行為」14項目

- ◆ 信号無視
- ◆ 通行禁止違反
- ◆ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- ◆ 通行区分違反
- ◆ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ◆ 遮断踏切への立ち入り
- ◆ 交差点での優先道路通行車妨害など
- ◆ 交差点右折時の通行妨害など
- ◆ 環状交差点での安全進行義務違反など
- ◆ 指定場所一時不停止等
- ◆ 歩道通行時の通行方法違反
- ◆ 酒酔い運転
- ◆ 制動装置（ブレーキ）不良自転車の運転
- ◆ 安全運転義務違反（携帯電話やイヤホンを使用している運転や傘差し、無灯火などで事故を起こした場合）

覚えよう!

自転車安全利用 5 則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別があるところは、車道通行が原則です。



罰則

3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金
(道路交通法第 17 条)

(例外)

- ・道路標識などで指定されている場合
- ・運転者が 13 歳未満の子ども、70 歳以上の高齢者、車道通行に支障がある体の不自由な人 (内閣府で定めるもの)
- ・車道通行が危険な場合

2 車道は左側を通行



罰則

3 か月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金
(道路交通法第 17 条)

3 歩道は、歩行者優先で、車道よりを徐行

自転車は、歩道を通行する場合は、車道よりの部分を徐行しなければいけません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止、又は自転車を降り、自転車を押して歩きましょう。

罰則

2 万円以下の罰金又は科料
(道路交通法第 63 条の 4)



4

安全ルールを守る

◆飲酒運転の禁止



罰則

2万円以下の罰金又は料料
(道路交通法第63条の4)

◆二人乗りの禁止



罰則

2万円以下の罰金
(道路交通法第57条の4)

◆並進の禁止



罰則

2万円以下の罰金又は料料
(道路交通法第19条)

◆夜間はライトを点灯



罰則

5万円以下の罰金
(道路交通法第52条)

◆信号の遵守



罰則

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第7条)

◆交差点での一時停止



罰則

3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第43条)

5

子どもはヘルメットを着用

児童(13歳未満)・幼児を自転車に乗車させるときは、ヘルメットをかぶせるように努めなければなりません。



自転車に関する標識・表示



普通自転車歩道通行可 (歩行者及び自転車専用)

普通自転車も通行できますが、歩行者が優先です。



普通自転車専用通行帯

普通自転車は、この標識で示された専用通行帯を通行しなければいけません。



自転車一方通行

自転車は矢印の方向にしか通行できません。



信号機の標識

「歩行者・自転車専用」の標識が付いている場合には、自転車もこの信号に従います。

自転車事故による責任・損害賠償事例

自転車で走行中、横断中の歩行者と衝突

事故の概要

横断歩道のある交差点で、自転車に乗った女性会社員(47)と横断歩道を横断中の歩行者(75)が衝突し、歩行者が頭を強く打ち死亡しました。

加害者の責任

自転車に乗っていた会社員の女性は、時速30~40キロの速度で交差点に進入し、かつ横断歩道があるにもかかわらず、横断中の有無などの安全確認を怠った過失があるとして「重過失致死罪」で書類送検されました。

自転車が酒酔い運転で歩行者に衝突

事故の概要

自転車通行可の歩道を飲酒して自転車を運転していた男(35)が、歩道を歩いていた小学生二人に衝突して負傷させました。

加害者の責任

自転車は酒酔い状態であったことから「重過失傷害と道路交通法(酒酔い)」の疑いで現行犯逮捕され送検されました。

自転車事故による損害賠償例

事故の概要

- 高校 2 年の男子が、登校時に猛スピードで下り坂を走行中、高齢者と接触し、高齢者が転倒して死亡しました。(損害賠償額 1,054 万円)
- 女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中に、看護師の女性と衝突。女性には重大な障害が残りました。(損害賠償額 5,000 万円)
自転車乗用時の携帯電話の使用は、道路交通法違反で 5 万円以下の罰金となります。
- 高校 1 年の女子が道路の右側を走行中に対向してきた主婦の自転車と接触し、主婦が転倒、後日死亡しました。(損害賠償額 2,650 万円)